

公示用

令和 8 年 度 施 行

設 計 書

業務名 モエレ沼公園遊具エリア基本設計業務

札幌市建設局みどりの推進部

業 務 名 モエレ沼公園遊具エリア基本設計業務

一	金	業務委託費	
		業務価格	円也
		消費税等相当額	

業 務 説 明

1 業務の目的

本業務はモエレ沼公園の遊具エリア（遊具エリアA～F）における施設の老朽化や遊具の安全規準不適合箇所の改善といった課題を解決し、今後の実施設計の指標を明確にするための基本設計を作成するものである。

2 業務の期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

3 仕様書

別紙のとおり

4 成果品

仕様書のとおり

基本仕様書

【一般事項】

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「モエレ沼公園遊具エリア基本設計業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木設計業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、「札幌市土木設計業務共通仕様書 4-1-3 設計に関する一般事項」に記載のとおり、現地の特性・現状等の与条件を把握し、本業務について責任をもって遂行し、正確かつ丁寧に業務に取り組むこと。
- (6) 受託者はコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。
- (7) 受託者は、本市に対し、本件契約に基づく成果物（印刷物、提出された原稿・データなど全て）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (8) 受託者は成果物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して将来にわたり行使しないこと。
- (9) 受託者は、本市に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権、肖像権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 本業務の全部を第三者へ委託（以下、「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不適当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (11) 本業務に関して生じる問題点は、本市、受託者の双方が協議し、処理すること。

- (12) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

5 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、表1に示す資格を一つ以上有する者、登録ランドスケープアーキテクト（LRA）、または表2に該当するものを配置すること。

表1 技術士、RCCM資格者

技術士	RCCM
技術部門：建設、総合技術監理	専門技術部門：造園、都市計画及び地方計画

表2 実務等経験者

当該基本設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者で本市が承諾した者
・学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について13年以上の実務経験を有する者
・学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
・学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者

- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

【履行】

1 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。特に、業務日程表については、事前に業務担当職員と協議し、承諾を得たものを提出すること。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市の行う指示についても同様とする。

2 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

3 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書、そ

の他成果品一式を製本（カラー）と電子データにて提出すること。成果品の提出にあたっては、事前に内容について本市と協議し、本市指示事項を含めた内容で作成し、承諾を得ること。なお、成果品の詳細は、本業務仕様書のとおり。

- (2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

4 業務の履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027年） 3 月26日（金）まで

5 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課

（札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階）

モエレ沼公園遊具エリア基本設計業務 業務仕様書

1. 業務の概要

(1) 目的

本業務はモエレ沼公園の遊具エリア（遊具エリアA～F）における施設の老朽化や遊具の安全規準不適合箇所の改善といった課題を解決し、今後の実施設計の指標を明確にするための基本設計を作成するものである。

(2) 遊具エリア施設改修の主な背景

モエレ沼公園は彫刻家イサム・ノグチによる「全体をひとつの彫刻作品とする」というコンセプトのもと、ごみ処理場跡地に造成された東区の総合公園である。1982年（昭和57年）に着工し、2005年（平成17年）にグランドオープンした。広大な敷地には幾何学形態を多用した山や噴水・遊具などの施設が整然と配置され、自然とアートが融合した美しい景観を楽しむことができる札幌市が誇る観光名所のひとつとなっている。

しかし、開園から30年近くが経過し、大規模施設の不具合や大型遊具の使用停止など、公園全域で老朽化による問題が顕在化している。特に遊具エリアにおいては、遊具自体の老朽化に加え、現在の遊具の安全規準への不適合箇所が生じている。一部の遊具では、安全確保のため使用禁止措置が取られ、早期の開放を求める声があがるなど、様々な課題への対応が急務となっている。

(3) 対象公園

公園名：モエレ沼公園

所在地：札幌市東区モエレ沼公園ほか

公園種別：総合公園

面積：1,043,496 m²

告示年月日：1995年（平成7年）3月31日（当初）

(4) モエレ沼公園遊具エリア基本設計業務における前提

ア 基本的な考え方

札幌市ではモエレ沼公園の遊具について、「遊具の安全性を最優先させた上で、可能な限り現状のイサム・ノグチのデザイン性を維持していくこと」を基本的な考え（以下、「基本的な考え」という。）とする。

本業務では上記の基本的な考えに則り、遊具の安全規準を満たし、市民が安全に安心して利用してもらえる施設としながらも、イサム・ノグチの設計思想やデザイン性を最大限に尊重した設計を行うこと。

イ モエレ沼公園デザイン監修機構（MMO）との協議について

モエレ沼公園ではイサム・ノグチの設計思想やデザイン性を維持し続けるため、札幌市はニューヨークのイサム・ノグチ財団（以下、「財団」という。）と「モエレ沼公園建設に関する契約書」を交わしており、施設改修の際には財団との合意が必要であると定めている。

現在、札幌市と財団との間の公園監修体制については、財団から監修を行う権限を委任された「モエレ沼公園デザイン監修機構（以下、「MMO」という。）」との覚書に基づき、計画・設計・施工の各段階においてデザイン監修を受けている。

遊具エリアにおいては、2025年度（令和7年度）のモエレ沼公園デザイン監修業務を通じて計画段階のデザイン監修協議が完了している。そのため、本業務ではその計画をもとに基本設計図を作成し、内容についてMMOの監修を受けるものとする。

ウ 対象範囲

モエレ沼公園の遊具エリア（遊具エリアA・B・D・E・F）0.618haおよび各遊具エリアをつなぐ園路0.415haの合計1.033ha。（別図参照）

2. 業務の内容

(1) 細部検討

設計は2025年度（R7年度）のモエレ沼公園デザイン監修業務において、MMOより了承を得た改修方法を前提とし、各施設の位置、規模、内容などの細部について検討すること。

作業にあたっては、前提条件（「モエレ沼公園建設に関する契約書」、「モエレ沼公園デザイン監修体制に関する覚書」、2025年度（R7年度）のモエレ沼公園遊器具点検業務の成果品など）を十分に掌握すること。

また、中間打合せ時までには、提供資料および参考資料の内容を精緻に把握した上で、対象範囲におけるイサム・ノグチ氏の設計思想やデザイン性の具現化状況と、改修時に遵守すべき意匠上の留意事項を整理した「デザインコンセプト理解報告書（A4、3枚程度、様式任意）」を作成・提出し、本市の承認を得ること。

提出された報告書に基づき、本市が受託者のデザイン理解を不十分と判断した場合は再提出を命じることがあり、受託者は速やかにこれに応じなければならない。なお、本報告書の承認は、次段階である基本設計図の作成に着手するための必須条件とする。

(2) 基本設計図の作成

公園の完成時の姿を表すとともに、構成する施設および施工の概要を示す基本設計図を作成すること。構造物、植栽、地形など表面に現れる要素を図示した全体平面図を作成し、各施設の名称、規模、内容、数量などについての説明を加えること。

平面図で表現できない地下埋設物や造成高などについては、別途図面化を行うこと。また、詳細な表現が必要な箇所については、必要に応じて、部分平面図、概略構造図、断面図、模式図などを作成すること。

なお、特に詳細な検討が必要となる4遊具（「トリプルスライド」「スイング」「スパイラルスライド」「オクテトラ（エリアD・E）」）については、業務担当職員の指示のもと、以下の工程を踏まえてMMOと協議のうえ、遊具詳細図を作成すること。

- ・「基本的な考え」および2025年度（R7年度）のモエレ沼公園デザイン監修業務での承認事項に則った遊具改修案を検討し、イメージ図を作成すること。
- ・イメージ図の作成にあたっては、遊具の安全規準への適合を確認した上で、遊具の形状、配置の考え方についても整理を行い、イサム・ノグチの設計思想やデザイン性を可能な限り維持できる改修の方向性を検討すること。
- ・イメージ図は、複数案（3案程度）を比較検討し、その中からMMOの承認を受けた案に基づき、遊具詳細図の作成を行うこと。
- ・遊具詳細図は、平面図のほか、遊具の安全規準を満たしていることが明確に分かる図面も作成すること。

(3) 概算工事費の算出

概算工事費の算出は、原則として国土交通省の「公園緑地工事工種体系」に準じ算出するものとする。ただし、独自のデザイン性を有する遊具など、社会標準単価の適用が困難な項目の算出にあたっては、業務担当職員の指示のもとで適切な方法により算出すること。

(4) 基本設計説明書の作成

基本設計の内容および上記検討のプロセスや根拠をまとめた報告書を作成する。

作成にあたっては、業務担当職員の指示のもと、予算や施設の老朽化状況、工事の施工性などを総合的に勘案し、最適な工程計画を作成して盛り込むこと。

(5) 関係機関協議

モエレ沼公園の施設改修においては、1-(4)-イに記載している通り、MMOのデザイン監修を受ける必要がある。協議自体は市が主体となって実施するが、MMOとの協議に必要な資料の作成および技術的なサポートなど、協議対応を行うこと。

なお、MMOとの協議は、基本設計図案の作成後に1回、1回目の協議内容を反映させた修正図案作成後に1回の計2回を予定している。詳細は業務担当職員の指示によること。

また、基本設計図案などの取りまとめに先立ち、計画の方向性についてあらかじめMMOと

情報を共有し、合意形成を図るため、業務担当職員を介してMMOと密な連携を維持し、打合せの他にもメールなどにより機動的な事前協議や調整を行うこと。

実施事項については下記の通りとする。

a. 協議資料の作成

協議に必要な資料（課題整理の結果、イメージ図など）を準備すること。資料の詳細については、現状の課題とそれを解決するための改修案が分かりやすく伝わるよう構成されていること。なお、資料の内容は、事前に業務担当職員と協議の上で決定すること。

b. 協議記録の作成および指摘などの対応

MMOとの協議に参加し、協議終了後は速やかに協議記録を作成すること。記録には、MMOからの指摘を受けた事項や修正指示などについて漏れなく記録するとともに、承認が得られた事項についても明記すること。

また、指摘や修正指示があった項目については、それらを集約し、具体的な解決策を立案した上で、基本設計図案へ反映させること。

(6) 報告書作成

本業務の内容（現況把握、課題整理、基本設計図、基本設計説明書、MMOとの協議用資料および協議記録など）をまとめた報告書および報告書の内容をA3用紙2～3枚程度にまとめた概要版を作成すること。報告書の作成にあたっては、デザイン監修における議論のプロセスと成果を論理的に整理し、改修方法の妥当性が客観的に担保された内容としてまとめること。

また、一覧表の作成や適切な注記、考え方の根拠（資料）の記載を徹底し、第三者が見てもわかりやすい報告書になるよう努めること。

(7) 打合せ

- ・打合せは業務着手時、中間打合せ1回（基本設計図案のたたき台作成後）、成果品納入時の計3回とする。打合せには、業務主任者が出席すること。
- ・打合せの詳細な時期は業務担当職員と調整すること。なお、本打合せのほか、資料などの内容や進捗確認は、電話やメールにて適宜行うこと。
- ・打合せの実施後は、速やかに協議内容をまとめた記録簿を作成し、業務担当職員の確認をとること。また、業務担当職員と業務主任者は十分な連絡を取るものとし、その際の連絡事項についても記録を残し、双方で内容の確認を行うこと。

3. 成果品

詳細については「2. 業務の内容」を参照すること。

- (1) 業務報告書：本書・資料編 A4判製本（図面などA3） 1部
- (2) 業務報告書：概要版 A3判カラー 2部
- (3) 電子データ：前項のデータを記録したCD-R、またはDVD-R 1部

なお、電子データは閲覧用のPDF形式と編集可能な形式（Microsoft WordおよびGoogleドキュメント形式、図面はdwg形式）の2種類とする。

4. 主な資料

- (1) 提供資料：下記の他、必要に応じて資料を追加する。

- 1) R7年度モエレ沼公園デザイン監修業務成果品（市作成の遊具改修図案を含む）
- 2) R7年度モエレ沼公園遊器具点検業務成果品
- 3) R2年度モエレ沼公園遊具エリア実施設計業務成果品
- 4) H29年度モエレ沼公園遊具エリア改修検討業務報告書

- (2) 参考資料

- 1) モエレ沼公園建設に関する契約書
- 2) モエレ沼公園デザイン監修体制に関する覚書

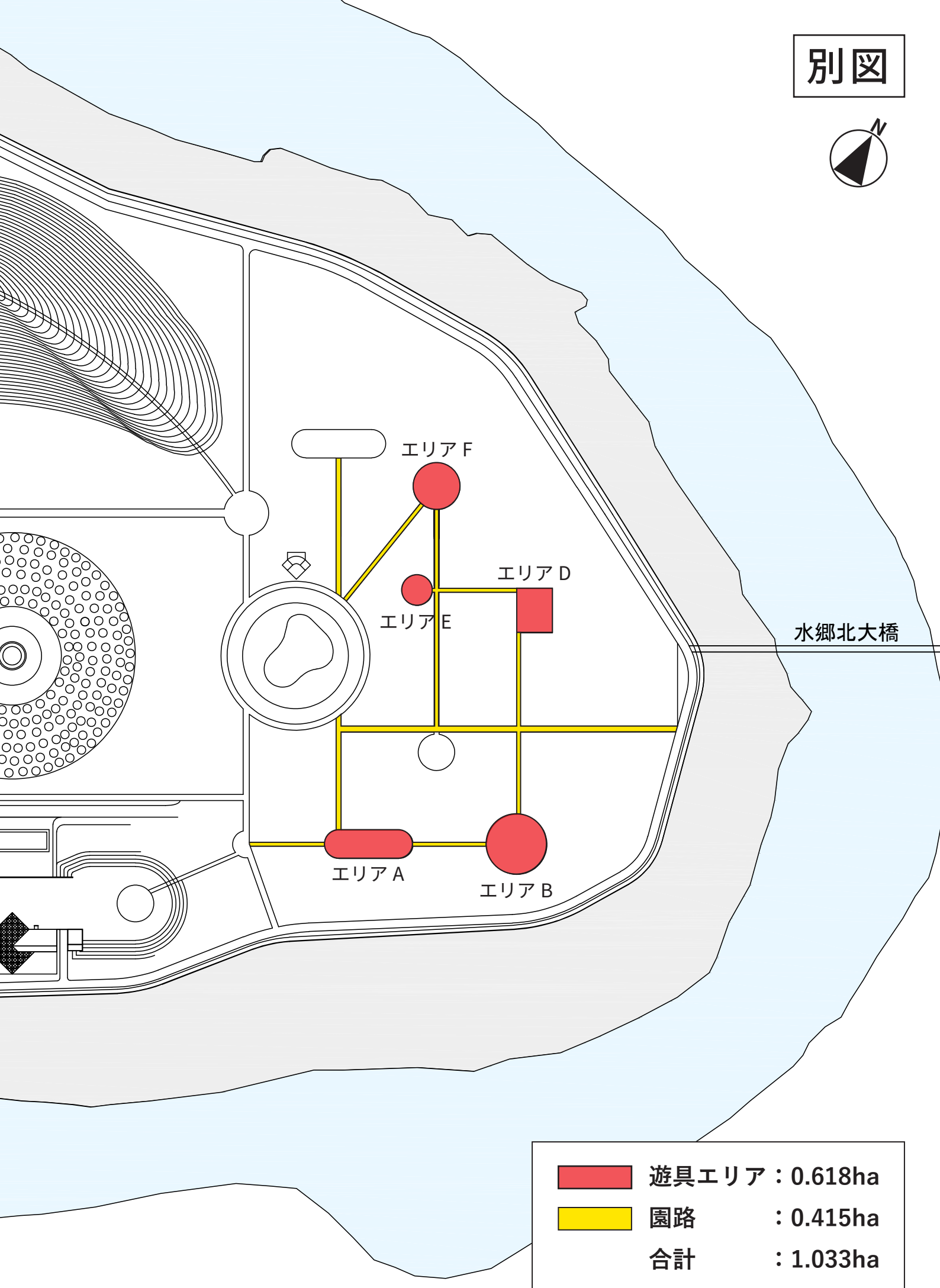
条 件 明 示 書

1. 設計業務補正係数
- 基本設計に係る補正係数は、「土木事業委託積算基準(北海道建設部、2025年10月版)」に基づき、下記の設計条件を元に算出すること。

表. モエレ沼公園補正係数

項 目	適用変化率	補正係数	備 考
公園種別	街区公園	(基準面積) 0.25 ha	対象面積から街区公園を適用
対象面積	1.03 ha	(補正面積) 1.03 ha	
地形	平地	1.0	
資料の提供	有り	0.8	
発注形式	基本設計	1.0	
整備水準	普通	1.0	
補正係数	基本設計	2.13	小数第3位四捨五入2位止め

別図



設計総括表					
名 称	規 格	単位	数量	単 価	摘 要
直接人件費					
	基本設計	式	1		
	打合せ	式	1		
直接人件費計					
直接経費					
	旅費交通費	式	1		
	電子成果品作成費	式	1		
直接経費計					
直接原価		式	1		
その他原価		式	1		
業務原価		式	1		
一般管理費		式	1		
業務価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
業務委託費		式	1		
計					

基本設計

一金 円

内 訳

第1号内訳書

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
与条件の 細部検討		式	1			
基本設計図の 作成		式	1			
概算工事費の 算出		式	1			
基本計画説明書の 作成		式	1			
小計						
補正係数	補正係数 (S) =2.13					
計						

札幌市

打合せ

一金 円

内 訳

第2号内訳書

名 称	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
打合せ	3 回（業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時）	式	1			
関係機関協議	2 回	式	1			
					..	
計						

札幌市